

高齢者祝福事業（米寿のお祝い）協力事業者募集要領

1 目的

長年社会の発展に貢献された高齢者に対して感謝の意を表し、節目年齢をお祝いするため、米寿を迎える高齢者に対し記念品とメッセージを贈呈します。

記念品は、市内事業者から提案を受けたものをカタログとしてまとめて、米寿の高齢者が選べる形式で贈呈します。

この事業の推進にあたり、このたび「記念品」をご提案いただける協力事業者を広く募集します。

《参考》 対象

昭和 14 年生まれの人（数え年で 88 歳の人、約 500 人）

2 協力事業者のメリット

- (1) 対象者に送付するカタログを通して事業者名、商品を PR できます。
- (2) 記念品発送時に、自社商品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PR が図れます。

3 募集する記念品

- (1) 米寿を迎える高齢者や家族に喜ばれる記念品で、次のいずれかの趣旨に該当する品物を募集します。なお、1 事業者につき、提案は複数でも可とします。（応募の状況によっては、個数の調整をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

分類	メッセージ	説明
健康増進	素敵な笑顔をいつまでも	高齢者の健康増進や体力づくりに役立つもの
学び	脳も心も若返る	高齢者の学習意欲の向上や認知症予防の啓発につながるもの
もしもの備え	もしものときに、備えて安心	高齢者に日ごろからの備えを啓発できるもの
地産地消	やっぱり地元が一番	三田の良さを再確認して、三田を応援できるもの

※「地産地消」で提案する記念品が食料品の場合は、三田市にゆかりのある商品であること。

※食料品の場合は、生鮮食品以外で、常温保存ができて賞味期限が 1 か月程度あること。

※カタログへの最大掲載数は 18 品目を予定しています。応募数や品物の内容によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

《注意》 以下に掲げるような商品等は、記念品として選定しません。

- ・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、図書カード等）
- ・本人が来店して受けられるサービス等は対象外です。（食事券、コンサートチケット等）
- ・高齢者に配送してお届けできる品物に限定していますので、サービスは対象外です。（リラクゼーション、家事代行等）

(2) 提供する「記念品」の価格は、商品・送料・梱包に係る費用及び消費税を含んで2,000円

※市外への配送を希望される場合もあります。その場合も、原則として市の負担額は変わりません。

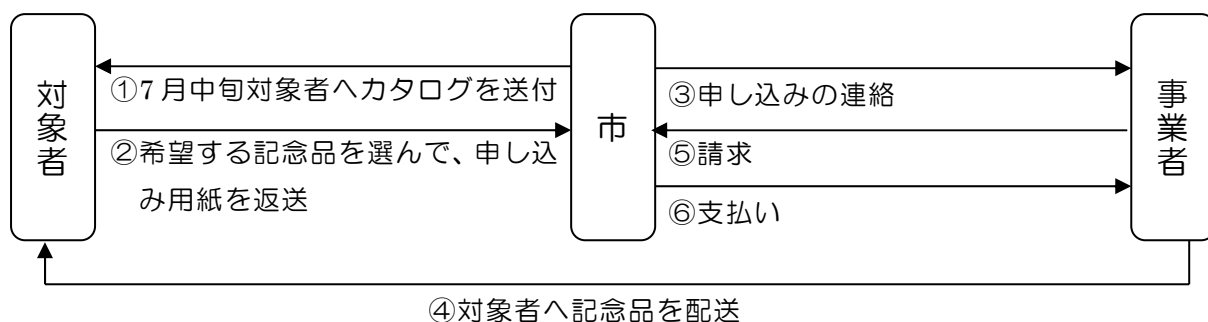
(3) 記念品は、A3両面カラー印刷1枚以内のカタログにまとめます。記念品の写真・PR文・内容量・提供事業者等の情報を掲載します。

4 募集する協力事業者

協力事業者として提案、応募できる事業者は上記の記念品が提供でき、当要領の内容に同意し履行できる者の他、以下のいずれにも該当する事業者とします。

- (1) 市内に事業所があるもの。
- (2) 事業者は、税について滞納がないこと。
- (3) 事業者の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託の請負契約を締結する事務所の代表者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員でなく、また暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

5 発送までの流れ



6 協力事業者の役割

(1) 記念品について

記念品は、あらかじめ三田市に届け出たものに限りです。年度途中で記念品の変更や贈呈中止はできませんので在庫管理を適切に行ってください。

(2) 記念品の発送

- ①市から協力事業者へ申込者情報を順次連絡しますので、記念品が敬老の日に対象者の手元に届くように発送してください。
- ②三田市から事前にお渡しする送付状等を必ず同封してください。この際、自社及び自社商品の広告物等を同封しても差し支えありません。
- ③発送が大幅に遅れる場合は、必ず市に連絡してください。この際、送付日時などの調整が必要な場合は、協力事業者の責任において対象者に連絡等してください。
- ④対象者が長期間の不在などの理由で返送になった記念品は、再送不要です。
- ⑤市から事業者への発注後に、対象者の都合で記念品の変更を受け付けることはありません。

(3) 市への請求

配送完了後速やかに、対象者宛に送付したことが分かる書類を添付し、市負担金の請求を行ってください。配送した記念品 1 個あたり 2,000 円を支払います。

(4) その他留意事項

記念品の発送に係る事故、収受を含めたトラブル等が起きないように細心の注意を払い、万が一発生した場合には、速やかに市へ報告するとともに、協力事業者の責任において適切に処理してください。また、記念品の品質等に係る保証やトラブル等に関しては、市は一切の責任を負いません。

7 募集期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 12 日（金）まで

8 申し込み方法

本募集要領の内容を十分ご理解いただいた上で、別紙「高齢者祝福事業提案書」に必要事項を記入し、記念品の写真データを添えて、申込フォームで提出してください。

9 記念品及び協力事業者の決定

市で提案内容を精査し、提案書の可否を決定し、募集期間終了後に提案事業者にお知らせします。採用された事業者は、高齢者祝福事業について市と確認書を交わすこととします。確認書を取り交わした後の記念品提供の辞退・変更はできません。なお、不採用の場合も市から連絡しますが、提出いただいた書類は返却しません。

10 決定後のスケジュール（予定）

令和 8 年 6 月下旬	提案事業者へ採用のお知らせ カタログの作成
7 月中旬	対象者へカタログを送付

11 対象者から市への記念品申込期間

令和 8 年 7 月下旬から令和 8 年 9 月 9 日まで

12 記念品の中止または取消について

(1) 記念品の中止

原則として中止はできませんので、期間中は対応できる品物をご提案ください。

(2) 採用の取消

協力事業者が前述した 4 および 6 に該当しない事実が判明した場合、かつ改善がされない場合には市から採用を取り消すことができます。

13 その他

(1) 委託等の禁止

協力事業者は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りではありません。また、協力事業者は、この事業の実施に係る権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはなりません。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

(2) 個人情報の取り扱い

協力事業者は、市から提供を受けた対象者の個人情報は厳重に管理するとともに、記念品の送付以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。なお、協力事業者でなくなった後においても同様とします。また、協力事業者は、目的の達成後はその個人情報を速やかに破棄し、記念品の送付以降、対象者へ広告物等を送付してはなりません。

ただし、記念品への自社パンフレット同封により、改めて対象者から協力事業者への商品購入の申し込み等で入手された個人情報は対象外です。

【申請にあたり、必ず市ホームページ「米寿のお祝い」協力事業者を募集しますをご確認ください。右記の二次元コードからご覧いただけます】



【右記二次元コードからも「三田市高齢者祝福事業提案書」の入力フォームが開きます】



申し込み・問い合わせ

三田市三輪 2-1-1 市役所本庁舎 4 階 高齢者支援課

電話 559-1587（直通） Fax 563-7776

e メール koureishashien@city.sanda.lg.jp